

受診費無料!!

後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。下記のとおり健康診査の対象となる方には「健康診査受診券」をお送りしますので、この機会にぜひ受診しましょう。

【健診項目】

身体計測、血圧測定、血液検査(貧血検査含む)、尿検査、心電図検査、眼底検査(医師の判断により検査が必要な方のみ)

【受診期間】

健康診査受診券を受け取られたときから12月末まで

【受診方法】

健康診査受診券と同封の「健康診査実施機関一覧表」に記載されている病院などで受診できます。実施日時、予約の可否などは受診を希望される病院で確認してください。

【受診時に持参するもの】

「健康診査受診券」、健康診査受診券と同封の「後期高齢者の質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」

健康診査の対象者

※長期入院、施設入所等の方は、健康診査の対象になりません。

- 令和5年9月30日以前に後期高齢者医療制度に加入された方で、生活習慣病と診断されていない方
※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。
- 令和5年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方で、広域連合が受診を確認できた方
- 昭和20年4月生まれの方から昭和23年9月生まれの方
①～③の方は7月上旬頃に健康診査受診券をお送りする予定です。
- 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に後期高齢者医療制度に加入された方または加入される方

後期高齢者医療制度加入時期	健康診査受診券送付時期
令和5年10月1日～令和6年5月31日	7月上旬頃
令和6年6月1日～6月30日	7月下旬頃
令和6年7月1日～7月31日	9月上旬頃
令和6年8月1日～9月30日	10月上旬頃

左表のとおり、後期高齢者医療制度の加入時期に応じて健康診査受診券をお送りします。

※令和6年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入される方は、今年度の健康診査の対象外となるため、加入前の健康保険の特定健診を受診してください。なお、市国保の場合は、国保発行の受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください。

⑤健康診査受診券が届かなかった方のうち受診を希望される方は…

6月中旬から12月6日まで市保険年金課(市役所1階④番窓口)に備え付けの健康診査申込書によりお申し込みください。申し込み後、広域連合より健康診査受診券をお送りします。

※必ず「健康診査受診券」がお手元にあるか確認をいただいた上で、受診を行ってください。

☎市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

自衛官募集事務に関する対象者情報の提供除外の申し出を受け付けます

自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条第1項において市町村の法定受託事務として定められています。

本市では、自衛隊からの法令に基づく依頼に応じて、自衛隊に対し募集対象者情報について紙媒体による提供を行っています。下記の令和6年度対象者のうち、自衛隊への情報提供を希望されない方は、本人または保護者等から除外申請書を提出いただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。除外申請書は、市ホームページに掲載していますので、ご利用ください。なお、自衛隊は、提供された情報を自衛官募集事務のみに利用し、自衛隊において厳重に保管することはもとより、個人情報の適正な管理を行うこととしています。

令和6年度対象者

小松島市に住民登録がある方のうち、令和6年度に18歳(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)または22歳(平成14年4月2日～平成15年4月1日生)になる日本国籍の方

受付期限 7月3日(水)

※郵送の場合は、受付期限内必着

※持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分まで

提出・問 〒773-8501 小松島市横須町1番1号
小松島市 危機管理政策課(市役所4階)
☎32・2227 / FAX32・3522
✉ bousai@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



■申請方法 郵送または持参により除外申請書および対象者の本人確認書類を提出してください。(郵送の場合は本人確認書類の写し)

○対象者本人以外による申請の場合は、上記書類に加えて下記書類も合わせて提出してください。

・同一世帯の保護者による申請の場合

→保護者の本人確認書類

・同一世帯の保護者以外の代理人による申請の場合

→代理人の本人確認書類および委任状

※委任状の様式は市ホームページに掲載しています。

■本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など※健康保険証の写しを送付する際は、保険者番号および被保険者記号・番号、二次元コードを黒塗り(マスキング)し、送付してください。